



事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 2 7 日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関する Q & A（その 1 0）について

「医療提供体制設備整備交付金の実施について」（令和 2 年 7 月 3 日保連発 0703 第 1 号）の別紙「医療提供体制設備整備交付金実施要領」に関して、別添のとおり Q & A（その 1 0）を作成しましたので、貴基金におかれましては、内容を御了知の上、関係団体及び関係機関に周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

所得税法第４２条又は法人税法第４２条における本補助金の取扱いについて

問１ 所得税法第４２条又は法人税法第４２条において、国庫補助金等の交付を受けて固定資産の取得又は改良をした場合に、所得の金額の計算上、総収入金額を減額できる仕組みがあるが、医療情報化支援基金によるオンライン資格確認の導入のための補助金の交付を受けた場合には、この仕組みは適用されないのか。

（答）

本補助金は、直接的に国から補助金が交付されるものではありませんが、「医療提供体制設備整備交付金実施要領第２の１に係る補助金（オンライン資格確認関係）における圧縮記帳等の適用について」（令和４年９月２７日掲載）のとおり、所得税法第４２条又は法人税法第４２条に規定する国庫補助金等に該当し、同条の仕組みにより、補助金交付年度における課税額を軽減することができます。

（法人においては、圧縮記帳等による損金経理を行う必要があります。）

なお、同条の規定による仕組みの詳細については、税務署にお問合せ願います。

問２ 令和４年９月２７日に「医療提供体制設備整備交付金実施要領第２の１に係る補助金（オンライン資格確認関係）における圧縮記帳等の適用について」が掲載されたが、それ以前における取扱いはどうなるのか。

（答）

文書が掲載された日にかかわらず、補助金の交付を受けたときから、国庫補助金等に該当していたものとして取り扱われます。

所得税法（昭和40年法律第33号）

（国庫補助金等の総収入額不算入）

第42条 居住者が、各年において固定資産（山林を含む。以下この条及び次条において同じ。）の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの（以下この条及び次条において「国庫補助金等」という。）の交付を受け、その年においてその 国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合 には、その国庫補助金等の返還を要しないことがその年十二月三十一日（その者が当該取得又は改良をした後その年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）までに確定した場合に限り、その国庫補助金等のうちその固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額は、その者の 各種所得の金額の計算上、総収入金額に算入しない。

法人税法（昭和40年法律第34号）

（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）

第42条 内国法人（清算中のものを除く。以下この条において同じ。）が、各事業年度において固定資産の取得又は改良に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他政令で定めるこれらに準ずるもの（第四十四条までにおいて「国庫補助金等」という。）の交付を受け、当該事業年度においてその 国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合（その国庫補助金等の返還を要しないことが当該事業年度終了の時までに確定した場合に限る。）において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額に相当する金額（以下この項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（政令で定める方法を含む。）により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の 所得の金額の計算上、損金の額に算入する。